

白河市文化芸術推進審議会第1回会議 会議録

○日 時 平成30年6月27日（水）10：00～11：40

○場 所 市役所本庁舎 全員協議会室

○出席者 委員9名

志賀野委員、久保田委員、浅川委員、小林委員、
本宮委員、中上委員、堀内委員、青砥委員、須藤委員
市長、藤田公室長
事務局4名
邊見課長、加藤係長、根本主査、塚野副主査

○欠席者 委員1名

山本委員

○配布資料 次第

- 資料1 白河市文化芸術推進審議会会議傍聴要領（案）
- 資料2 白河市文化芸術推進審議会について
- 資料3 白河市文化芸術推進基本計画に係る施策の評価について
- 資料4 ふるさと文化振興基金の状況について
- 資料5 白河市文化振興補助事業の状況について
- 参考1 関係条例等
- 参考2 白河市文化芸術推進審議会委員名簿
- 参考3 座席表次第

○公開状況 傍聴者なし

○内 容

1 開 会 10：00

2 委嘱状交付

（出席委員9名に対して、鈴木市長より委嘱状の交付）

※委嘱内容 白河市文化芸術推進審議会委員に委嘱する
委嘱期間は平成32年5月31日までとする

3 市長あいさつ

(あいさつ後、事務局職員紹介)

4 正副委員長選出

※白河市文化芸術推進条例施行規則第4条第1項の規定による。

(事務局より、推薦等あるか確認)

— なし —

(事務局より、志賀野桂一委員に会長を、中上サト子委員に副会長を、それぞれお願いすることを提案)

— 了 —

(志賀野会長、中上副会長より、就任挨拶)

5 議 事

※条例施行規則第5条第1項の規定、会長が議長となる。

(1) 協議第1号 会議の運営について

(事務局が資料1により説明)

議 長

本会議は公開、傍聴手順は傍聴要領により執り行い、会議録は要点記録とし、公表することとしてよろしいか。

— 了 —

(2) 協議第2号 白河市文化芸術推進審議会について

(事務局が資料2により説明)

議 長

このことについて、承認してよろしいか。

— 了 —

(3) 協議第3号 白河市文化芸術推進基本計画に係る施策の評価について

(事務局が資料3により説明)

委員からの主な意見等

・評価するものはいつ誰が作成するのか。

⇒次回会議までに市が案を作成し、委員の意見を伺う。

・評価方法は、文化芸術なので人数が多ければよい、というものではない。定性的なものでは評価する術が明確でない。今後評価する術を向上させていきたい。

・アンケートをとって、「よかった」に○をつけたからよい、というものでもない。

議 長

このことについて、承認してよろしいか。

— 了 —

6 その他

(1) ふるさと文化振興基金の状況について

(事務局が資料4により説明)

(2) 白河市文化振興補助事業の状況について

(事務局が資料5-1、5-2により説明)

委員からの主な意見等

・29年度は文化芸術育成事業、30年度は成果発表事業で該当になっている事業があるが、どのような理由か。

⇒成果発表は5年ごとの周年事業が該当、文化芸術育成事業（文化交流）は3回まで該当、との制約があるため、30年度は周年事業で申請があった。なお、文化芸術育成事業（文化交流）の3回は連続しなくともよい。

・発表会等参加事業の対象はどの範囲か。

⇒①県内外への発表会等へ、県代表以上の資格またはそれに準ずる資格で出場、出品する場合、②国内外の公的機関から招へいされ出場または出品する場合、③白河市出身の個人が全国大会に出場する場合、である。

・激励金は申請しないと対象とならないのか。

⇒市から市内の高校へ照会している。小中学校の場合は教育委員会から激励金交付があるため、本事業では高校生を対象としている。

・補助は、成果の見えるものに出しやすい性質があるが、これから成果が出るものを支援することが、文化芸術には大切なのではないか。

・コミネスでも支援を行っている事業があり、会場費を負担している。

- ・補助を受けたくとも、手続きが分からない、という人もいる。
⇒毎年4月に文化団体にお知らせし、広報白河6月号にも掲載し周知している。
- ・支援はお金だけではなく、稽古場、人材、ノウハウの紹介や提供も考えられる。

事務局

次回会議は来年2月に開催予定である。これから実施する市やコミネス等の事業を見ていただき、後にご意見を頂戴したいので、よろしくお願いします。

7 閉 会 11:40